

令和4年第8回教育委員会会議記録

令和4年6月24日（金）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第 3 報告第1号 八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について
日程第 4 報告第2号 八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部
を改正する訓令について
日程第 5 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	羽 田 圭 吾
委員	松 永 正 実
委員	福 田 浩 子

◎欠席者

委員	神 原 伸 哉
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	小 林 卓 也
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	長谷川 聡 司
体育課長	伊 藤 勝
学校給食センター次長	鈴 木 ゆかり

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第8回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和4年第8回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。

八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、委員は、医師、知識経験者、町内小・中学校校長、教頭、教諭、医療施設の職員、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命すると定められており、20名の委員を任命しておりますが、この度校長会人事及び任命している学校内体制の変更に伴い欠員が生じたため、その補充として新たな委員を任命するものであります。

任命する委員は、議案書記載の2名であります。

任期は、令和4年4月1日から、条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間であります令和5年3月31日までとなっております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 報告第1号

○教育長 日程第3 報告第1号「八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について」を議題

といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についてご説明いたします。議案書2ページをお開き下さい。

本件は、昨年12月から策定を進めている第2期八雲町教育推進計画後期5か年について、委員推薦団体の令和4年度役員体制の変更に伴い、委嘱している委員に欠員が生じたことから、八雲町教育推進計画策定委員会条例第3条第2項の規定により、その補充を行ったので教育委員会議へ報告するものです。

新たに委嘱した委員は、議案書に記載の3名となっております。

なお、任期は令和4年4月1日から計画を策定し、教育委員会に答申したときまでとなっております。

以上、報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号

○教育長 日程第4 報告第2号「八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第2号八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部を改正する訓令について説明いたします。議案書3ページをお開きください。

道路交通法では、事業所等における交通事故を防止するため、自動車の使用者に対し、使用の本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う責任者として安全運転管理者を選任することと規定されております。

この度の改正は、教育委員会が管理する庁用自動車数が20台を超えたことにより、道路交通法第74条の3第4号の規定により、これまで選任していた安全運転管理者の外に、新たに副安全運転管理者1名の選任が必要となったこと、また、道路交通法の改正に伴う条項番号の整理を行うため、管理規程の一部を改正したものです。

それでは改正した内容をご説明します。資料4ページをお開きください。

第2条の改正は、先ほど説明した道路交通法の改正に伴い、第74条の2第1項を第74条の3第1項へ変更し、同法第74条の3第4項で規定されている副安全運転管理者を選任することを規定したものです。

第3項の追加は、新たに選任する副安全運転管理者を社会教育課長とすることを規定したもので、第3項及び第4項は条項を変更したものです。

第4項及び第5項は、第3項の追加による条項の繰り下げによるものであり、新たに副安全運転管理者を選任することに伴い、その要件並びに選任方法について、規定を加えたものであり、第5項の道路交通法の条項変更は、同法改正に合わせ条項を整理したものです。

第3条第2項の追加は、副安全運転管理者の職務を追加したものです。
なお、附則として、この訓令は令和4年4月1日から施行するものです。
以上、報告第2号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第5 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第8回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時08分】